

## 7 擁壁の水抜穴

### 政 令

(擁壁の水抜穴)

第十条 第六条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

雨水、地下水等によって擁壁の背面土の含水量が増加すると、背面土の単位体積重量が増加するとともに、その強度が低下し、粘性土の場合は体積が膨張し又は浸透水圧若しくは静水圧が加わり、その結果土圧及び水圧を増加させます。背面土が浸水状態になるとこの土圧及び水圧はさらに著しく増大します。そのほか基礎のすべり抵抗力を低下させることもあります。集中豪雨時における擁壁の倒壊は、このような土圧及び水圧の増大により起こることが非常に多くなります。そのために擁壁には、背面土の雨水、地下水等を有効に排水することのできる水抜き穴を設けなければなりません。

ここにいう壁面は、擁壁の表面であり、かつ、地盤面下に埋没している部分は含まれません。地盤面下の壁面には一般に設ける必要はありませんが地下水等の流路に当たっている壁面がある場合においては、その部分に、水抜き穴を設けて地下水等を排出するようにしなければなりません。

砂利その他の資材を用いる透水層は、水抜き穴の裏面の周辺に砂利、砂等による透水層（排水層）及びこれらを横につなぐ透水層を設け、かつ、水抜き穴の入り口には、水抜き穴から流出しない大きさの碎石等を置くなどの措置をとって、砂利、砂等が流出しないような構造のものとしなければなりません。

裏面の排水をよくするため、水抜き穴は擁壁の下部、擁壁の裏面で湧水等のある箇所为重点的に配置されなければなりません。また、水抜き穴の配置の仕方は一般に千鳥式にするのが排水上有効です。

## 8 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用

**政 令**

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの(第六条の規定によるものを除く。)については、建築基準法施行令第百四十二条(同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により許可を受けなければならない場合に設置する擁壁については、建築基準法第八十八条第四項の規定により建築基準法の確認、検査等の手続き上の規定は免除されています。しかし、前条までには任意設置の擁壁の構造については何ら規定がないことから、そのうちで高さが二メートルを超える擁壁については、再び建築基準法にかえて、同法に規定する技術的基準の準用を受けるべきことを規定しています。

## 9 崖面について講ずる措置に関する技術的基準

**政 令**

(崖面について講ずる措置に関する技術的基準)

第十二条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

崖面を擁壁で覆わない場合には、その崖面が風化、浸食等により不安定化するのを抑制するために、法面緑化工又は構造物による法面保護工で崖面を保護するものとします。

法面保護工の目的は、降雨による表面流水及び凍上作用等により、崖面の地盤が風化したり、浸食を受けたり、ゆるむなどして崖面が不安定化するのを抑制することです。

法面保護工としては、法面緑化工、構造物による法面保護工、法面排水工などがあります。これらの法面保護工は、本来土圧の働く箇所に設置するものではないので、土圧が生じるような場合は、これに対応した対策を講じなければなりません。

## 10 特殊の材料又は構法による擁壁

### 政 令

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十四条 構造材料又は構造方法が第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

### 省 令

(擁壁認定の基準)

第五条 国土交通大臣は、令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十四条の規定に基づき、令第六条第一項第二号及び第七条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。

2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものである場合においては、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

(認証)

第六条 前条第二項の認証(以下単に「認証」という。)は、第八条から第十条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)が行うものとする。

2 認証を申請しようとする者(以下「認証申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

- 一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る工場の名称及び所在地
- 三 その他登録認証機関が必要と認める事項

宅地造成等規制法に基づく宅地造成規制区域内で用いられる「義務設置の擁壁」については、宅地造成等規制法施行令第六条において、「切土又は盛土をした土地に生ずる崖面において、適用範囲以外の場合には擁壁を設置するものとし、この擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない」と規定されており、その構造に関しては、宅地造成等規制法施行令第七条～第十条に規定されています。

ただし、宅地造成等規制法施行令十四条の規定により、特殊な材料又は構法による擁壁で、「義務設置の擁壁」と同等以上の効力があると国土交通大臣が認めるもの(この場合の擁壁を「大臣認定擁壁」という)については、認定が行われる都度、宅地造成等規制法を所管する都道府県に、当該擁壁の大臣認定書の写し、製造仕様書、築造仕様書等の関係図書が送付されており、当該擁壁が宅地造成工事規制区域内の宅地造成に関する工事において使用される場合は、宅地造成等規制法に基づく許可権者は、「大臣認定擁壁」であるかの確認を行い許可することとなっています。

なお、大臣認定擁壁を使用する場合は、その認定されている設計条件に適合するよう使用することとします。省令第六条第一項の「登録認証機関」には(社)全国宅地擁壁技術協会があります。